

萩市上下水道事業特命随意契約公表要領

(目的)

第1条 この要領は、萩市上下水道局が行った特命随意契約（競争入札によらず1者を特定し行った契約）について、随意契約の理由等を公表し、契約手続の透明性の向上及び公平性の確保を図ることを目的とする。

(定義、公表の対象及び特命随意契約に係る公表等)

第2条 この要領による定義、公表の対象及び特命随意契約に係る公表は、萩市特命随意契約公表要領（令和3年4月1日制定）の規定の例による。この場合において、「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号及び第5号から第9号まで」とあるのは、「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第2号及び第5号から第9号まで」と、「萩市会計規則（平成17年萩市規則第44号）第99条」とあるのは、「萩市上下水道事業会計規程（平成17年萩市水道事業規程第7号）第106条において準用する萩市会計規則第99条」と読み替えるものとする。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、上下水道事業の管理者の権限を行う市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。